［削る］

［削る］

［削る］

告された「第五十五　保育所の費用徴収階層別入所人員及び運営費」の「保育単価による支弁額」の基礎となつた支弁額のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の公立保育所へ入所させた児童に係る支弁額とする。

4　平成十五年度公立保育所徴収額は、平成十五年度の十月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十五　保育所の費用徴収階層別入所人員及び運営費」の「徴収金基準額による徴収額」の基礎となつた徴収額のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の公立保育所へ入所させた児童に係る徴収額とする。

5　平成十五年度公立保育所入所人員は、平成十五年度の十月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四　保育所・在所者」の「初日在籍」の「入所人員」の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の公立保育所へ入所させた児童数とする。

6　保育所等における障害児受入人員数は、次に掲げる数を合算した数とする。

(1)　保育所における障害児受入人員数　その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四　保育所・在所者」の「初日在籍」の「障害児受入人員」の「公立」及び「私立」の合計数の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の保育所（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数

(2)　幼保連携型認定こども園における障害児受入人員数　その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四の二　幼保連携型認定こども園・在所者」の「初日在籍」の「障害児受入人員」の「公立」及び「私立」の合計数の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の幼保連携型認定こども園以外の幼保連携型認定こども園（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数

(3)　公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量